**年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定書**

と従業員代表　　　　　　　　　　は、年次有給休暇の計画付与に関して、次のとおり協定する。

１ 会社は、従業員が有する令和　　年　　月　　日から令和　年　　月　　日までの年次有給休暇のうち５日分については、次の日に与えるものとする。

月　　日、　　月　　日、　　月　　日、　　月　　日、　　月　　日

２ 従業員のうち、その有する年次有給休暇の日数から５日を差し引いた日数が５日に満たないものについては、その不足する日数の限度で、前項に掲げる日を会社都合による休業とし、会社はその者に対し労働基準法の定めによる休業手当を支払うものとする。

３ 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は従業員代表と協議の上、第１項に定める指定日を変更するものとする。

　 　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　 　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　　　　　　　　　　　　　　㊞